

第7回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（小石委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第12号議案「平成29年度使用芦屋市義務教育諸学校教科用図書の採択について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 現在、小・中学校で前回採択した教科書を使用していますが、何か不都合等を聞いたことはありますか。

学校教育課長) 今年度につきましては、学校のほうから教科書について今までより使いにくいとか、そういったことは聞いておりません。

教 育 長) それでは、今、小・中学校で使っている教科書につきましては採択から4年を原則としますので、その教科書はそのまま使っていくということよろしいでしょうか。

そうすると、本日のテーマになっております学校教育法附則第9条の規定する教科用図書の採択、そして、その前に文科省が定めております教科書についてもこの中で採択することは問題ないですね。

事務局から提案がありました9条の規定の教科書を実際に手に取ってみてください。子どもたちはこのような本を使っているということを体感していただきたいと思います。

(教科書の確認)

教 育 長) 短時間ではありましたが、実際に手にとって教科書を見て

いただきました。一つ一つ見ましても工夫されており、改めて本に興味・関心がわいたのではないのでしょうか。

さて、説明がありましたが、質疑はございませんか。

小石委員) 今、少しそこから聞こえてきて、僕も聞きたいなと思うことが聞こえてきたのですが、これは今後、本当にこういう子たちは一人一人全部違うのですが、まずはこれが必要な子と考えられる、もちろん来年度だから人数は変わるかと思うのですが、現時点で個別に渡しているのは何人ぐらいいるのですか。

学校教育課長) 今年度では、一般図書を使用している児童・生徒は特別支援学級78名の中で27名おります。

教科によってかなり人数にバラつきがありますので、最大では国語で27名、生活であれば2名だけというようになっております。

小石委員) 特別支援学級へ行く場合と親学級のほうで学んだりする場合といろいろありますよね。クラスへ入るときには教科書は皆さんと一緒の教科書がありますよね。

学校教育課長) 現在インクルーシブ教育ということで。

一緒の教室でやるときにも違う、この一般図書を使ったり、違うプリントを使ったりしておりますので、一緒の教室行っただから必ず同じとは限らないのですが、やはり、子どもたちが一緒に授業を受けるので、一緒の教科書を使いたいというのは、特別支援学級の子どもたちも気持ちとしては持っております。昨年度まで中学生で弱視学級の生徒が今年高校に進学していましたが、教科書の表紙の形やデザインは一緒ですが大きさが違います。実はもっと小さいポイントでも見えるのですが、そ

うすると教科書の大きさが小さくなるので、同じ大きさの教科書を使いたいということで若干ポイント数の大きい30ポイントの教科書を使っていたという場合もあります。

浅井委員) 基本的には日々その現場で先生方がこれらを用いて指導されるので、先生方の判断にゆだねたいと思います。

しかし、教科書は大事なものですので、吟味して、丁寧に選んでいただきたいと思います。県のリストの中で毎年どれぐらい更新されているのですか。日々、たくさん新刊が出ますので、その中でより良いものを、県は選んでいるのでしょうか。児童書は特性として普遍性を求められるのでロングセラーが多いのですが、子どもたちが本当に楽しんで読み、教育効果がある本なのか、見極めることも大切だと考えます。リスト以外のものでも書籍のカタログや時には店頭で手に取って現物を見ていただく。芦屋の先生方の独自の目線も必要ではないでしょうか。そういうことも期待したいなと思っています。

木村委員) 先ほどのお話で、ここにおいてある本は全部特別支援学校から借りてきていて、在庫はないということですね。そして、その生徒さん1人1人の発達に応じて、先生が選んであげて、その教科書がいわゆる一般の教科書がわりになるというお話を聞きました。先生が本を選ぶときに、現物を見ないとわからないと思うのですが、そこは在庫も何もない中でどのように選んでいるのですか。

学校教育課長) 県立芦屋特別支援学校はセンター校という役割をしておりますので、全本を置いております。近い場所にあるので、そこに見に行かせていただくと。

木村委員) それでいいのかなと思います。例えば教育委員会の予算で買って置いておくとか、どこかの図書館に置いておいても別にいいわけですから、そのような形で本を買って置いておくなどの、何か市で管理をしておかないといけないと思います。特別支援学校にお世話をしてもらうという形でいいのかなと少し疑問には思いました。これ全部買ってもそんなに大したお金にはならないですね。芦屋の市立の図書館にこの本を置いておいても全然構わないわけですから、そこは配慮をしたほうがいいのかなと思いますので、今後の検討課題で少し考えていただけたらと思います。

浅井委員) 音の出る本がたくさん選ばれているのですが、実際にそれはどのように用いられているのかを別の機会でも結構ですので教えてください。

木村委員) 特別支援学級の視察なども一度、教育委員会でやったほうがいいのかなと思います。現場はいろんな大変なことがあるのですが、それを余り知らないままでいるのもいかなものかというのがありますので、できたら一度視察ができればと思います。

小石委員) このような星がついたものがありますね。ベーシックになるような、算数や国語などの教科書があり、さらにこれを補足として使うのか、あるいはもうこの教科書だけになるのか、どのようにされているのでしょうか。

学校教育課長) 通常は、子どもたちは、例えば国語であれば国語の教科書を使いますが、通常子どもたちに渡せる教科書は国語であれば1冊だけになります。

小石委員) それは皆さん持たせるわけですか。

学校教育課長) 星のついた教科書のかわりということになります。

ですので一般図書という、こちらの本を選ぶ場合には、もうこの教科書は、渡せないことになります。

小石委員) なるほど。そうすると、相当きちんと1年間のカリキュラムを考えなくてはなりませんね。特に特別支援の場合だと、特別カリキュラムの場合など非常に重要なポイントになるので、大変なことですが、しっかり選んでいただくことになりますね。

木村委員) やはり生徒はほかの一般の学級の生徒と同じような教科書を持ちたいという気持ちもありますが、選ぶ教科書は一般図書なのか、特別な教科書なのか選択をしないといけないのが生徒にとってもある意味つらいと思います。両方見られる状況で、その時々に応じてお互いの教室の生徒が使っているものも同じように見たいという気持ちもあるだろうし、少ししんどくなったときにはこっちの教科書にするなど、臨機応変にその場で選択できるような環境を与えてあげることがいいのではないかと思います。そういう意味では、学校の図書館で全部の教科書をそろえてしまって、それを選びたいときはこの教科書を貸してあげるなどの方がいいと思いますので、検討いただければと思います。

学校教育部長) 例えば国語でこの本を選んだとなったとしても、その内容で1年間主たる教科書として使うのがなかなか難しいのが実態です。例えばこの本を国語として選びましたという場合であったとしても、大概の場合は学校の予算の中でその生徒用に、ほかの生徒と同じ教科書を選んでいきます。無償で出るのは1冊だ

けですので無償で一般図書をもらっている生徒もいれば無償でほかの生徒たちと同じ本をもらい、そして副教材として一般図書を学校の需要費の中で買って使っているケースもあるということです。

木村委員から提案いただいたのは、例えばどちらを持つにしても、こういうものを教育委員会がたくさんストックしておけば、また違う形で副教材として生徒たちが選べる可能性もあるということですね。1年で全部そろえるのは難しいのですが、徐々にそろえていくことについては考えてみたいと思います。

小石委員) このような図鑑みたいなものを、教科書として使うわけにはいかないと思います。これは別に置いておき、必要に応じて使うというようにしないといけないですね。

学校教育部長) はい、そうです。

木村委員) 基本的に教科書など、割と長く使われているものが多いので、一度そろえておいたら、それを、その子用としないで借りる形にしておいたら長く使えると思います。一般の生徒が使う教科書は4年ごとに変わってしまいますから、そういうわけにもいかないと思いますが、こういうものは割とストックできる場所はあると思います。そのような点からも、御検討いただければと思います。

学校教育部長) 若干、絶版になって入れかわりはありますが、長く残る本は残っておりますので検討したいと思います。

教育長) 教科書は無償で全ての子たちに国費で配布して行きます。特別支援学級で学んでいる児童・生徒たちは、どちらかを選んで学んでいきます。

松 本 委 員) 「カラーユニバーサルデザインについて、適切である」という観点があるのですが、逆に適切ではないものはどのようなものが当てはまるのでしょうか。

学校教育課長) ほとんど教科書に関しては、昨年もお話はさせていただいているのですが、この間の校園長研修にもございましたが、例えば赤を使わないように、などといった部分についてはそれぞれユニバーサル化しておりますので、この中の全てそこがクリアできているかという難しい部分もあるのですが、基本的にはどの生徒でも使えるということでの対応は考えております。

松 本 委 員) わかりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第12号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言